

(様式-1)

事務処理フロー

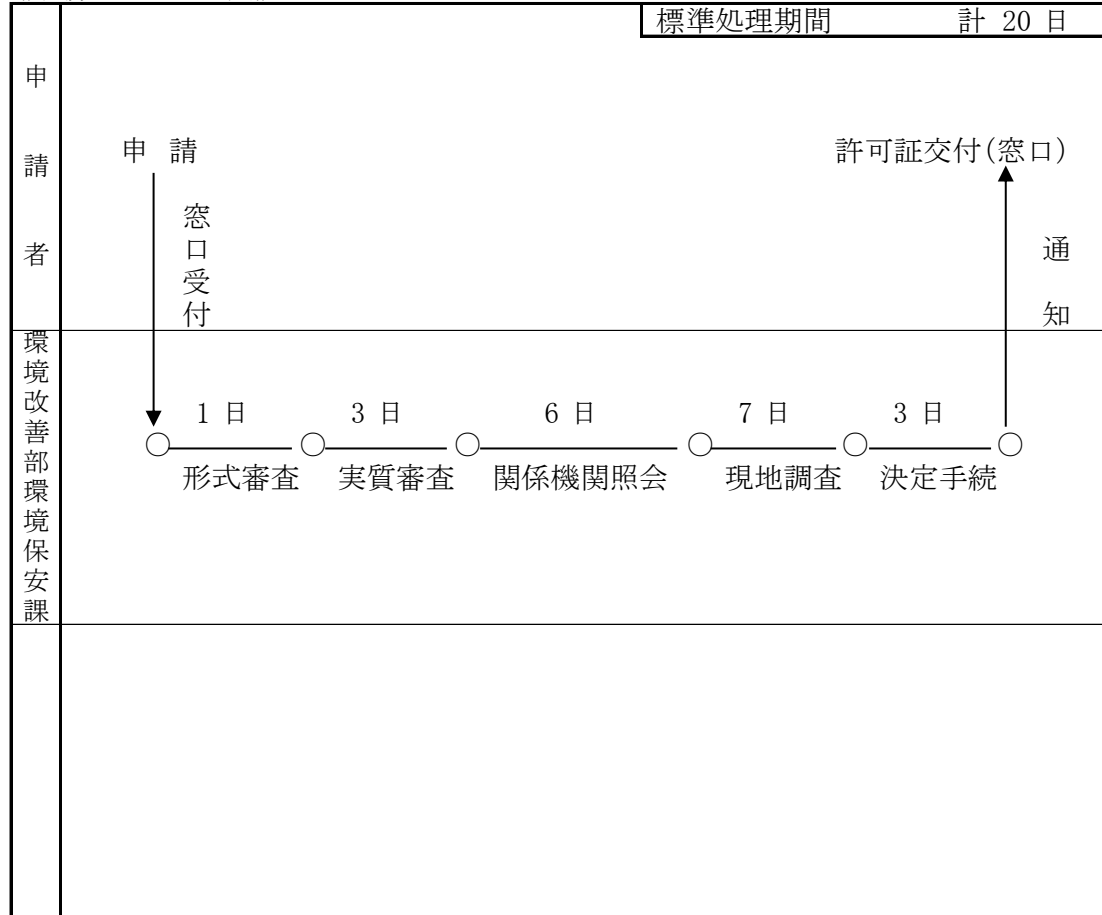
(平成30年4月1日作成)

事務名 猟銃等の製造施設(販売所)の移転

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42-481

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について審査基準(武器等製造法)を満たしているかどうかを審査します。
3	関係機関照会	申請者について警視庁銃器対策課に文書で意見照会をします。
4	現地調査	申請書の内容について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について調査・確認をします。
5	決定手続	審査・調査結果に基づき起案し、許可の諾否について決定します。また、決定後警視庁に通報します。
6	許可証交付	申請者に通知します。(電話連絡)